

改正後	改正前
埼玉県都市公園条例 第一条～第一条の三 (略) (公園施設の設置基準の特例) 第一条の四 (略) 2 政令第六条第六項の認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設（法第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設をいう。以下この項及び<u>第十七条第二項</u>において同じ。）である建築物（政令第六条第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十（前項の建築物と併せて設ける場合にあつては、当該建築物の当該都市公園の敷地面積に対する割合のうち前項の規定により前条に規定する割合を超える部分の割合を、百分の十から控除して得た割合）を限度として前条に規定する割合を超えることができることとする。 第一条の五 (略) (都市公園移動等円滑化基準) 第一条の六 (略) 2 災害等のため一時使用する特定公園施設（<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十五号に規定する特定公園施設をいう。別表第一において同じ。</u>）の設置については、前項の基準によらないことができるものとする。この場合においては、高齢者、障害者等が円滑に移動等を行えるようできる限り配慮するものとする。	埼玉県都市公園条例 第一条～第一条の三 (略) (公園施設の設置基準の特例) 第一条の四 (略) 2 政令第六条第六項の認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設（法第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設をいう。以下この項において同じ。）である建築物（政令第六条第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十（前項の建築物と併せて設ける場合にあつては、当該建築物の当該都市公園の敷地面積に対する割合のうち前項の規定により前条に規定する割合を超える部分の割合を、百分の十から控除して得た割合）を限度として前条に規定する割合を超えることができることとする。 第一条の五 (略) (都市公園移動等円滑化基準) 第一条の六 (略) 2 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、前項の基準によらないことができるものとする。この場合においては、高齢者、障害者等が円滑に移動等を行えるようできる限り配慮するものとする。

改正後	改正前
第二条～第十六条　（略） （使用料の納付） 第十七条　（略） <u>2　法第五条の二第四項の条例で定める額は、公募対象公園施設の設置又は</u> <u>管理及び同条第二項第五号に規定する特定公園施設の建設が都市公園の利</u> <u>用者の利便の向上を図るものであることを勘案して、規則で定める。</u> <u>3・4</u> （略） 第十八条～第三十三条　（略） 別表　（略）	第二条～第十六条　（略） （使用料の納付） 第十七条　（略） <u>（新設）</u> <u>2・3</u> （略） 第十八条～第三十三条　（略） 別表　（略）